

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市東寺尾地域ケアプラザ

2 事業計画

地域の現状と課題について

- ◆エリア内の2連合の高齢化率（H27.3）は、
生麦第2地区＝20.8%
鶴見区全体＝20.1%
と比較して平均以上の数値となっています。
- ◆現状自治会町内会を中心とする地域の活動は、民生委員さんや婦人部の方々、保健活動推進員さんなど大勢の方に支えられて活発に活動していますが、現役員さんの高齢化や次代の役員さんのなり手不足などの問題は継続しています。
- ◆地域包括支援センターで受ける相談を見ると、介護保険だけではなく、保健医療など生活課題についての相談も増えています。
- ◆27年度は地域サロンが3つ増えるなど、見守りの活動が活発化していますが、なかなかそういった場に参加されない方への取り組みや、認知症や慢性疾患を抱えながら独居又は高齢者のみ世帯などが突発的に問題として上がってくる事例も増加しているように思われます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ◆ケアプラザ指定管理者が扱う業務に関する基本協定書に基づき、必要かつ適切に維持管理を行っていきます。
- ◆開設15年目に入り、大型備品や設備に経年劣化を来しているため、委託先の設備管理会社と連絡を密に図り、安全を優先にメンテナンス及び修理を行います。
【昨年度の修繕】
・厨房機器交換
・蛍光灯内部スイッチ補修
・空調ポンプ修理
【今年度の予定】
・玄関周りの修繕
・窓、ブラインド一部交換
・蛍光灯内部交換機修理
・外壁、ネット類の修繕
・建物周辺の土留め対策
- ◆施設衛生管理を徹底し清潔な環境の維持に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

- ◆年間の予算案を元に、月ごと、四半期ごとの事業収支計算書、キャッシュフロー計算書を、委託先会計事務所と協働で作成すると共に指導を受けて取り組みます。
- ◆法人内で毎月開催される月次会議（経営会議）において、法人内他の施設（ケアプラザ含む）における取り組みの情報交換を行う中で、当ケアプラザの運営状況をチェックし、効率的な運営に取り組んでいきます。また、法人内ケアプラザの管理者が集まり、情報共有や課題解決に取り組みます。
- ◆当ケアプラザ内でも2ヶ月毎に経営会議を開催し、本部役員、会計事務所担当者から収支実行状況を職員に周知し、職員全員がコスト意識を持って仕事に取り組むよう努めます。
- ◆内部連絡、会議、研修等では必要以上にペーパーは使用せず、ペーパーレスに繋げていきます。

ウ 苦情受付体制について

- ◆法人の「苦情解決対応マニュアル」「苦情対応手順」に基づき、利用者や家族・地域住民からの苦情を真摯に受け止め原因を追及し改善に繋がります。
- ◆「苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決責任者」である所長及び全職員が受け付けた苦情等を把握できるよう職員会議を通じて周知していきます。
- ◆「ご意見箱」をロビー等に設置しています。
- ◆運営協議会委員を第三者委員としても委嘱することにより、地域の方々が苦情等を伝えやすい環境を作ります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ◆法人の「災害対応マニュアル」に基づき、防火管理者の指示の下、職員や通所介護利用者、貸館利用者も参加して避難訓練を実施します。
- ◆災害時特別避難場所として、対応できるよう災害時備蓄物資を適正に管理し、「特別避難場所マニュアル」を整備し、社会的責任を果たすべく施設運営を行います。
- ◆定期的な訓練（年4回実施予定）を行います。
- ◆今年度も地域小学校の子どもの駆け込み場所としての周知を図ります。
- ◆館内にはAEDを設置し、職員に対して救命救急の研修を行います。

オ 事故防止への取組について

- ◆法人の「事故対応マニュアル」に基づき、事故発生時にスムーズな対応が出来るように職員への周知徹底に努めます。
- ◆事故発生時には事故報告書を記録し、リスクマネジメント委員会（毎月実施）において検討、再発防止に取り組みます。また直接の事故が生じない場合でもインシデント報告の分析からルール作成、マニュアル作成を積極的に行っていきます。テーマを決めて具体的な取り組みを行います。
- ◆法人全体としてリスクマネジメント体制をさらに強化して行きます。他施設事故の情報を共有して対策等検討を行い、自施設の防止策に反映出来るようなシステムの構築に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ◆法人の「個人情報保護マニュアル」「情報保護規定」に基づき、全職員、実習生、ボランティア等に対し、個人情報の誓約書を交わすとともに、個人情報の重要性を内部研修等で周知していきます。
- ◆「横浜市の個人情報の保護に関する条例」、厚生労働省作成の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守するとともに、リスクマネジメント委員会において情報漏洩も事故防止と同じ体制で取り組みます。
- ◆個人情報の記載されたファイル等の書類は鍵付き収納庫に保管しノートパソコンは閉館時に鍵付き書庫への保管を徹底するとともに、デスクトップパソコン等も盗難防止策（ワイヤーロック等）を施します。
- ◆介護保険請求事務関係の個人情報はASPを導入し、施設外にあるサーバーに保管することにより、万が一の盗難等事故の場合も流出の可能性の排除に取り組みま

す。

- ◆FAX 送信・郵送に関しては2名以上による確認体制の徹底を行って行きます。

キ 情報公開への取組について

- ◆法人の「情報公開規程」に基づき、適切に対応いたします。地域ケアプラザにおいて情報公開の開示があった場合にはその規程に則り、個人情報保護に最大限に配慮しつつ、積極的に情報を公開していきます。
- ◆施設内に決算書・運営規程・各種規程等を閲覧できるように設置します。
- ◆介護保険事業に関してはかながわ福祉サービス振興会のサービス評価を今年度も受け、その結果をホームページなどで公表します。
- ◆毎月2,500部作成し、地域回覧板、郵便局等を通じて約13,000世帯に配布しているケアプラザ新聞を継続して発行していきます。
- ◆ホームページ及び施設ブログの月4回以上の更新を行うとともに、ツイッター等のSNSを利用し、情報発信に努めます。
- ◆施設見学については、随時受け付けを行い、開かれた施設を目指します。

ク 人権啓発への取組について

- ◆人権週間におけるポスターの掲示を行います。
- ◆施設内部研修時に職員に対して、人権についての講座を設けます。
- ◆法人で年1回セクハラ、パワハラに関するアンケート調査を行い、職員に対して公開し、必要に応じて対策を取っていきます。
- ◆地域交流事業又は地域包括支援センターのどちらかで地域向けに人権についての講演会の開催を行います。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ◆ケアプラザの顔である入口花壇の整備に心がけて行きます。昨年度も季節折々の花卉類が来館者に大変好評でした。今年度も近隣周辺の景観保持しながら、園芸業者・ボランティアさん等の協力を得ながら実施していきます。
- ◆横浜市ルート回収に協力し、ゴミの分別リサイクルの活動を推進します。
- ◆エントランス付近も季節に応じた飾り付けでご来館者を迎えます。
- ◆横浜市の「ヨコハマ3R夢」に則ってゴミの分別の徹底に取り組んでいきます。
 - ・分別の徹底
 - ・古紙、缶・ビン・ペットボトルなど分別排出を心掛け積極的にリサイクルしていきます。
 - ・コピー用紙の裏紙再利用、長3封筒の所内再利用を心掛けます。
 - ・館内利用者にはゴミの持ち帰りを依頼し、協力を仰いでいきます。
- ◆省エネルギー対策として下記の内容を行います。
 - ・空調の設定温度を夏は28度、冬は20度に設定します。
 - ・夏期にはうちわの貸し出しを行います。
 - ・光熱費削減のため省エネを心掛け、館内利用者にも節電を呼びかけていきます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

地域包括支援センター3職種と介護予防支援プランナー兼任を1名配置し
地域包括支援センター3職種の担当する件数を60件以内とする。

《目標》

- ① 遅滞のないケアプラン作成する。
- ② 法令を順守しサービス事業者への改善依頼も行えるように職員の法解釈力の向上を図る。
- ③ 委託先居宅介護支援事業所との連携強化を行う。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス地域を越えて訪問・出張する場合には交通費実費負担とする。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

居宅介護支援事業所ケアマネジャーが1名兼務することで継続的マネジメントの実施ができます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
120	120	120	120	130	130
10月	11月	12月	1月	2月	3月
130	130	130	140	140	140

● 居宅介護支援事業

《職員体制》（平成28年4月当初）

介護支援専門員 常勤3名
 （1名管理者兼任）
 非常勤2名
 （認定調査専従 2名）

《目標》

- ① 自立支援に向けて安心できるサービスをケアプランに組み込んで行くために、サービス事業所との連携を図り進める。
- ② 法令を順守したケアプランの質の向上を図る。（特に訪問介護、通所介護等の加算に対応したケアプラン作成と認知症の方へのケアプラン作成能力の向上を図る。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常実施地域（鶴見区・神奈川区）を越えて訪問する場合に実費負担とする。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・各種業務のマニュアル化を行っており、担当介護支援専門員によるレベル差の解消に努めている。
- ・ケアプラザの居宅介護支援事業所として、地域の困難ケースの受け入れを行って行きます。
- ・ケアマネジャーの増員を検討中し、介護保険改正にあたり特定事業所加算を受けることにより、質の向上と収益の改善を目指します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
105	105	110	110	110	110
10月	11月	12月	1月	2月	3月
110	110	110	110	110	110

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護（大規模Ⅰ）
- 認知症対応型通所介護
- 通常実施地域（鶴見区、神奈川区、港北区）

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

1 割負担分	【通所介護】	【認知症対応型通所介護】
（要介護 1）	692円	1,072円
（要介護 2）	831円	1,188円
（要介護 3）	947円	1,305円
（要介護 4）	1,077円	1,422円
（要介護 5）	1,206円	1,539円
食費負担	810円（1回）	810円（1回）

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9：30～16：30

《職員体制》

- 相談員：常勤 4（管理者、看護師、介護職兼務含む）
- 看護師：常勤 2（相談員兼務含む）非常勤 2
- 介護職：常勤 7（相談員兼務含む）非常勤 8
- 機能訓練指導員：常勤 2 非常勤 3（看護師兼務含む、内作業療法士 1）

《目標》

- ・ 家族会、ご利用者会の継続と昨年好評であったご家族向けの勉強会を実施します。
- ・ 避難訓練、災害時対策を強化して実践的な仕組みを整えます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 介護度が高い方に対しても、自立支援を目的とした通所介護計画、個別機能訓練計画の立案。
- ・ 14種類のクラブ活動（音楽・手芸・園芸・書道・絵画・工作・読み書き・川柳・陶芸・壁新聞・写真・体操・テーブルゲーム・料理）
- ・ 介護福祉士取得者の体制（H28年4月1日現在15名中12名介護福祉士）を強化してスタッフの専門性向上を図り、質の高いサービス提供に取り組みます。
- ・ 介護報酬改定による減収を防ぐため、各種加算の取得を目指し、安定した経営を行います。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。 【単位：人】
 一般型 1日平均 29名 認知症対応型 1日平均 4.8人

4月	5月	6月	7月	8月	9月
754 125	754 125	754 125	754 125	783 130	754 125
10月	11月	12月	1月	2月	3月
725 120	754 125	696 115	667 111	667 111	783 130

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- (介護予防) 通所介護・横浜市通所介護相当サービス
- (介護予防) 認知症対応型通所介護

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

1 割負担分 【介護予防通所介護】 1ヶ月あたりの料金（月に1回以上利用）
 （要支援1） 1, 766円
 （要支援2） 3, 621円
 食費負担 810円（1回）

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9:30~16:30

《職員体制》

相談員：常勤4（管理者、看護師、介護職兼務含む）
 看護師：常勤2（相談員兼務含む）非常勤2
 介護職：常勤7（相談員兼務含む）非常勤8
 機能訓練指導員：常勤2 非常勤3（看護師兼務、内作業療法士1）

《目標》

- ・家族会、ご利用者会（従来は1日、昨年度は週6日実施）の継続と昨年好評であったご家族向けの勉強会を実施します。
- ・避難訓練、災害時対策を強化して実践的な仕組みを整えます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・介護度が高い方に対しても、自立支援を目的とした通所介護計画、個別機能訓練計画の立案。
- ・介護福祉士取得者の体制（H28年4月1日現在15名中12名介護福祉士）を強化してスタッフの専門性向上を図り、質の高いサービス提供に取り組みます。
- ・介護報酬改定の減収が介護予防通所介護では致命的な運営難となることが予想されます。28年1月から介護予防通所介護が地域支援事業に移行したため、ご利用者の要支援認定更新時より「通所介護相当サービス」に移行する手続きを行う。（具体的な提供サービスに変化はありません）
- ・29年度以降の改定に備え、介護予防通所介護は一般型と区別し、別単位で運営を行えるような体制を取っていく。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
13	13	13	13	13	13
10月	11月	12月	1月	2月	3月
13	13	13	13	13	13

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

- ◆介護保険第7期改正に関する情報には常にアンテナを張り、「地域ケア会議」への取り組みなど「地域包括ケア」の推進に取り組みます。
- ◆立地条件から来館が困難な方に対しては、訪問によるご相談を心がけています。
- ◆総合相談については専門性を活かし、また困難な相談については、区役所と連携し専門機関へつなぐなどの支援をしています。
- ◆出張講座の開催等、様々な場面で情報を伝えていきます。
- ◆地域のお祭りなどの行事に積極的に参加し、自治会役員、民生委員等の方々とのつながりを深め、その方々がケアプラザを紹介していただけるような関係を構築していきます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ◆職種間の会議を定期的で開催するなどして多様化・複雑化する地域ニーズを4職種が共通に把握し事業を行うなど情報の共有や連携はスムーズにできていると考えています。また、4職種がそれぞれの専門性を生かし事業に積極的に関わることによりさらに強力な連携が可能となっています。そしてその強みを生かし今後も相互に連携した運営を心がけていきます。
- ◆連携して地域の誰もが集えるサロン作りや運営を支援していきます。
- ◆高齢者の食事会や老人会等に一緒に参加し、ケアプラザの周知とそれぞれが行う講座や活動の案内を行います。
- ◆28年度より新たに配置される「生活支援コーディネーター」との5職種の連携に取り組んでまいります。

3 職員体制・育成

- ◆今年度も介護保険事業は基準以上に配置して質の向上に努めていきます。地域包括支援センター・地域交流事業ともに適正な職員配置していきます。年々、多種多様な相談や困難事例相談が増加しています。各種相談に対応するために区・市で行う研修へ参加してスキルアップを図ります。
- ◆外部研修にも積極的に参加します。法人内及び施設内の勉強会・各種部会等でアドバイザーを招聘したり、研鑽を積みみます。
- ◆月1回程度の施設内部研修を開催し、必須研修やスキルアップ研修を行っていきます。
- ◆法人で取り組んでいる教育研修に基づき法人内研修に人材を派遣します。（新人研修・中途採用者研修・中堅研修・指導職研修など）
- ◆主任ケアマネ及び生活支援コーディネーターの配置を早急に行います。

4 地域福祉のネットワーク構築

- ◆地域の関係機関との連携を図るため、生麦第二地区民児協定例会・同地区保健活動推進員定例会、その他地域発信の催しや行事に出向き、ケアプラザの事業の紹介、情報提供等を行っていきます。
- ◆地域の各団体の活動を支援し住民に「みえる化・わかる化」を図る取り組みを行います。
- ◆「あいねっと」のマップ作りやその他活動を通して、地域資源の共有と情報発信を行い地域のつながりを深めていきます。
- ◆地域保健福祉団体関係者や「生二ひまわり会」等と協働し、認知症サポーター養成講座に取り組みます。
- ◆笑福東祭（今年度は開設15周年）を通じて、生麦第二地区・寺尾第二地区の婦人

部を中心とした連携をさらに強化していきます。

- ◆生活支援コーディネーターを中心とする地域への協議体設置に向け、区社協のコーディネーターと協力し行っていきます。

5 区行政との協働

- ◆「あいねっと」支援チームでは、作成したアセスメントシートを活用し、継続的な地域支援を行っていきます。区行政とともに積極的に地域と関わり第三期計画推進の支援を行っていきます。
- ◆各担当と連携を図り各分野の支援を協働して行います。
- ◆各種職種の連絡会・所長会を通じて協働とお互いが向上出来る建設的な意見を言い合える関係を作ります。
- ◆区で行う事業への職員派遣や準備委員への参加についても、協力を行っていきます。
- ◆区や行政からの情報を館内掲示し、来館者や関係者に情報提供します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ◆地域の状況、団体、人材などの社会資源を把握するために、地域の会合や行事などへ積極的に参加します。またその中から顔の見える関係作りを進め、地域ニーズの把握に努めます。
- ◆毎月ケアプラザ新聞を発行し、ケアプラザ行事の広報や周知に努めると共に、ホームページを活用し事業の報告を進めてきます。(目標は週1回以上の更新)
地域自治会の活動や福祉団体の活動についても、了解を得ながらホームページなどへ掲載し、情報共有を図っていきます。
また、ツイッター等のSNSによる情報発信にも取り組みます。
- ◆貸館利用団体の紹介チラシを更新し、さらに見やすい形で掲示し情報提供を進めていきます。
- ◆地区ごとのコーホート図を作成・掲示し地域の現状を伝えていきます。
- ◆講座開催時にはアンケートや感想等をまとめ地域の課題把握やよりよい講座開催に活用します。
- ◆生麦第二地区の各地域活動を壁掲示で紹介していきます。
- ◆年間スケジュールでケアプラザ・地域・区の行事が一体的に分かるように掲示します。新しい情報をその都度追加していきます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ◆ケアプラザを利用する全ての団体が、将来的には地域の福祉保健活動団体となり、地域社会が豊かになるような働きかけを行っていきます。
- ◆そのためにはまず利用していただくこと、ケアプラザに足を運んでいただくことが重要であるため、空き状況の提供や各種イベントを開催していきます。
- ◆趣味の団体が、ケアプラザを利用していく中で、意識せずボランティア活動につながっていくための貸館であることを職員が意識して活動していきます。

3 自主企画事業

- ◆子ども・障害児者・高齢者それぞれのニーズに合わせた事業を開催します。
またどの分野・世代も気軽に楽しく参加でき、人のつながりを感じられる事業を展開していきます
- ◆開所15周年の感謝の気持ちを込めて、地域と人をつなぐイベントを企画します。
- ◆防災・減災啓発に関連する事業は引き続き、地域と協力しながら開催します。
- ◆認知症の予防に対する啓発活動に特に力をいれて行きます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ◆ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士が顔を合わせて交流を深めると共に、ケアプラザに対する要望を伺う機会を設けます。
- ◆デイサービス職員と「ボランティア委員会」を月1回開催し、ボランティアがやりがいを持って活動できるように情報共有・意見交換を行います。
- ◆ボランティアマネジメントを見直し、新規ボランティアの獲得を目指します。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ◆立地面から来館が困難な方に対しては訪問するよう心がけています。
- ◆地域の自治会館をお借りして「(出張) 介護者のためのオレンジサロン」を開催し、介護相談の場となるように努めていきます。
- ◆相談票や個別ファイルは3職種間で共有し担当不在時でも対応しております。
- ◆日頃から民生委員・自治会・区役所・地域関係者と連携推進を図り、地域の情報共有に努めます。

地域包括支援ネットワークの構築

- ◆民生委員、保健活動推進員の各定例会などに参加し、地域の保健福祉関係者と連携しやすい関係を維持していきます。
- ◆介護予防地域ボランティアグループ「ほほえみ」と協同し元気づくりステーションの継続支援活動を行います。
- ◆地域の自治会などと協働し、地域の自治会館を利用して地域住民が集まれる場所を立ち上げます。

実態把握

- ◆個別ケースを地区別に整理し、地区の特徴や実態を把握しています。また、民生委員、保健活動推進員の定例会や老人会などの地域の会合に参加し、地域の情報を把握するように努めています。自主事業や講座の開催、アンケート等により情報収集していきます。

2 権利擁護

権利擁護

- ◆成年後見制度を初めとする相続等について司法書士・行政書士による無料相談会・勉強会を年に5回開催します。これにより個別性の高い相談にも対応できるようにしていきます。
- ◆あんしんセンターや区役所との連携し、成年後見制度など活用をすすめ権利擁護に努めます。
- ◆サポートネットの場を活用し、多くの専門家のご意見を参考に個別ケースへの対応をおこなっていきます。
- ◆消費者被害や振り込め詐欺等に対して未然に予防出来るよう、地域住民向けや民生委員、専門職等へ情報提供をしていきます。

高齢者虐待

- ◆ ケアマネジャーや民生委員・地域福祉保健関係者との連携をこれまで同様に継続し虐待の早期発見ができる協力体制をさらに強化していきます。
- ◆ 「(出張) 介護者のためのオレンジサロン」事業を継続し、介護疲弊への支援・虐待を未然に防ぐ活動を行い、ケアマネジャー等からもご家族に情報提供していただくよう広報活動を継続していきます。
- ◆ 個別のケース対応の中で危険を早期に察知し行政機関とも共有して未然に防ぐための介入方法の検討を行います。また、虐待相談票をあげているケースについては定期的に区役所と情報共有をおこなっていきます。
- ◆ 地域の会合に参加し虐待予防の周知活動を行います。

認知症

- ◆ 「生二ひまわり会」や「ほほえみボランティアグループ」とともに認知症サポーター養成講座等にて、認知症をわかり易く伝えるために人形劇や寸劇をおこなっており、今後も後方支援を継続していきます。
- ◆ 活動を通じて認知症の方への偏見を無くしていき、権利擁護についても周知していきます。
- ◆ 認知症キャラバンメイトとして活動している方と連絡会をおこない情報交換をおこない、認知症サポーター養成講座も積極的に開催していきます。
- ◆ 医師やケアマネジャーの他、関係者間との情報交換・共有を行い、認知症の早期発見と権利擁護に努めていきます。
- ◆ 認知症の早期発見に繋がる取り組みに法人を挙げて取り組みます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ◆ ご利用者のエンパワメントを最大限引き出すケアマネジメントを行っていきます。
- ◆ 介護予防支援業務を委託しているケアマネジャーに対しては勉強会を開催したり個別支援を行うなどして適切なケアマネジメントが行えるように支援をしてきます。
- ◆ セルフケアや地域のインフォーマルサービスや介護保険サービスを地域に周知できるようにしていきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ◆ 地域の民生委員、保健活動推進員各定例会へ随時参加し、地域包括支援センターの事業や介護保険関係機関を紹介していきます。事業の内容によっては共催を働きかけ、地域での事業として間接的に地域住民に広報していただくことの期待があります。
- ◆ ケアマネジャーなどの介護保険サービス事業者と民生委員と地域役員などと支え合いネットワークを開催し多職種間交流の機会を作ります。
- ◆ ケアマネジャー試験対策講座を開催しケアマネジャーになる前から地域の事業者との良好な関係作りを行っていきます。

医療・介護の連携推進支援

- ◆ 鶴見区内の地域包括支援センターが共催して下記事業を実施します。
 - ・ ケアマネジャーと MSW 等医療機関関係者との連絡会
 - ・ ケアマネジャーと訪問看護ステーションとの連絡会
 - ・ 医療機関一覧作成と更新
- ◆ 地域単位では、医師会の協力を仰ぎながらケアマネジャー等介護関係者と医師が交流を図れる場を企画します。
- ◆ 医師会の在宅医療拠点であるさわやか相談室や認知症初期集中支援チームなどが本格的に活動を行う年度になると思われれます。それら区域の医療資源との関係を深めていく活動を単館だけでなく、各職種会を上げて取り組んでいきます。
- ◆ 地域の民生委員とケアマネなどの専門職が連携を取れる場を開催します。
- ◆ エリアにあるふれあい鶴見ホスピタルとの関係を深め、同病院が行っているオレンジカフェなどの取り組みをバックアップします。

ケアマネジャー支援

- ◆ 電話や窓口で受けるケアマネジャーからの相談には地域包括支援センター3 職種で対応し、内容によっては毎月開催している区役所と地域包括支援センターの連絡会の参加をよびかけ小規模でカンファレンスを行うことで一緒に解決していきます。また、ケアマネジャーが多問題を抱えるケースを担当されている場合には、地域ケア会議開催により、地域単位で支援できる体制を構築します。
- ◆ 居宅介護支援事業所主任ケアマネジャーとの連絡会を鶴見区主任ケアマネジャー連絡会で企画し、互いの連携を図ります。
- ◆ 新任・就労予定ケアマネジャー実習支援を鶴見区主任ケアマネジャー連絡会で実施し、新任ケアマネジャー同士の横のつながりの場を提供します。
- ◆ ケアマネジャー受験対策講座を開催し、将来の協力関係構築に向けた種を蒔いて行きます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ◆ 地域課題を含有する個別ケースの支援を検討する「地域ケア会議」開催時には、地域の医療機関や介護保険サービス関係者、地域住民代表である民生委員、消防・警察など支援に関わる多職種に参加を呼びかけていきます。
- ◆ 包括エリア全体に関わる地域課題などは、運営協議会の場を利用するなどして、専門職の枠に留まらず、住民を巻き込んだ形で解決に向け活動を行います。
- ◆ 新たに配置される「生活支援コーディネーター」による新たな取り組み（協議体等）と既存の包括センターの活動がなめらかにリンクしていくよう、内部会議等をおこなって行きます。

介護予防事業

介護予防事業

- ◆生麦第二地区において地域住民主体で介護予防に取り組む地域づくり型介護予防事業元気づくりステーション「ほほえみステーション」は介護予防地域ボランティアグループ「ほほえみ」・区役所・地域包括支援センターが連携・協働し自主化できるよう継続支援をしていきます。
- ◆介護予防地域ボランティアグループ「ほほえみ」を対象にスキルアップ養成講座開催し自信を持ってボランティア活動ができる支援します。
- ◆介護予防事業において活躍できる地域人材の発掘と育成に努めます。
- ◆いきいき塾（介護予防普及啓発事業）を開催します。
- ◆高齢者やあらゆる世代の地域住民に対して介護予防についての普及・啓発を行い自ら積極的に介護予防に取り組むことができるように自主事業などを通して働きかけていきます。
- ◆東寺尾第一会館で「GOGO 健康講座」に取り組みます。

その他

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 横浜市東寺尾地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	22351	23427	151						5789
	介護保険収入				7458	19015	95119	4461	20783	
	その他							120		
	収入合計(A)	22351	23427	151	7458	19015	96319	4581	20783	5789
支出	人件費	12571	19472		1600	15640	76276			5480
	事務費	1518	1766		6000	1380	18520			
	事業費	194	236	151		24	6960			309
	管理費	7455	1963			2280	14820			
	その他									
	施設使用料相当額	3587								
	支出合計(B)	25325	23437	151	7600	19324	116576			5789
	収支 (A) - (B)	-2974	-10	0	-142	-309	5107			0